#### 令和8年度予算編成方針

#### ~ バージョンアップを目指して ~

本町は町政70周年を迎え、町民皆様とともに節目の年を祝い次の時代へつないでいくため、現在様々な形で各種の記念イベントを実施しています。

令和8年度予算編成に当たり、これまで職員一人ひとりが一生懸命取り組んできた仕事の一つひとつをベースに、しっかり検証して見直しを行い、次の4つの視点・姿勢からより成果を追求してバージョンアップさせ、時代に合った新しい施策につなげてください。

視点・姿勢 1 限られた財源をどう生かすのか、与えられた自分の仕事をどう工夫するのかを考え、効率化を図る。

視点・姿勢 2 予算を掛けなくても、創意と工夫で取り組めば成果を 上げられることが必ずある。

視点・姿勢3 常に精度の高いアンテナを立てて、前頭葉を働かせながら発想の転換でアイデアを見出していく。

視点・姿勢4 「できない理由」を探すのではなく、「できる検討」 を進める。

#### 1 本町の財政状況

日本経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気は緩やかに回復しているものの、アメリカの通商政策や物価上昇の継続による消費者マインドの改善の遅れなどの下振れリスクもあり、先行き不透明な状況が続いています。

地方財政においても、地方創生2.0やDX、GXの推進をはじめ、少子化対策や防災・減災対策の強化、物価高を踏まえた老朽インフラの適切な管理等、多様化・複雑化する地域・社会課題への取組みを推し進めていく必要がありますが、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が拡大しつつある中、税制改正による不透明な下振れリスクも相まって、活力ある地域社会の実現に向け、安定的な財政基盤をどう構築していくかが大きな課題

となっています。

こうした中、本町の令和8年度の財政見通しは、歳入面では、長引く物価上昇やアメリカの高関税政策、賃上げや人手不足などにより、企業収益の大幅な増収を期待することは難しいものの、固定資産税・都市計画税は内陸工業団地内における地価上昇などによる増収が見込まれ、歳入の根幹である町税全体では、今年度当初予算比で3%近くの増になる見込みとなっています。

一方、歳出面では、児童福祉・障がい福祉関係給付費などの扶助費の増をはじめ、人事院勧告に伴う人件費の増、エネルギー価格や賃金の上昇による光熱費・委託料などの物件費や維持補修費などの増加が、町税の増収分を上回る見込みとなっており、経常収支比率の高止まりによる財政硬直化が懸念される中、持続可能な財政運営に配慮しつつ、公共施設の老朽化に伴う改修・更新などの投資的経費や時代に求められる施策事業へも財源を配分していかなければなりません。

このように、令和8年度も、厳しい財政状況の中で、事業の優先順位の 見極めが不可欠となっており、将来にわたり持続可能な行財政運営のため、 職員一人ひとりが、課題意識を持ち、町民目線に立って、主体的に必要な 施策を積極的に提案するとともに、客観的な手法を用いて事務事業の効果 検証を行い、徹底した見直しや事業の再構築を進めていくことが求められ ます。

予算編成に当たっては、町民の様々なニーズを捉え、課題の整理と、最適な手法の選択により、将来を見据えながら、住み、働き、訪れる全ての人々の元気と笑顔があふれる共生のまちづくりの実現を目指し、限られた経営資源を最大限活用しなければなりません。

#### 2 予算編成上の基本方針

令和8年度は、「第6次愛川町総合計画」前期基本計画と「第3期愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を折り返す年に当たることから、これまでの実績や経過を確認・分析した上で、より高い成果や効果を追求しながら施策を積極的に展開していくことが求められます。

さらには、少子化対策及びこども・若者政策の推進をはじめ、脱炭素化や、GX、DXの推進、地方創生2.0の方向性など、国施策と整合を図りながら、町民の生活を守り、地域の持続性や競争力の向上につながる施策を進めていかなければなりません。

そこで、令和8年度の予算編成に当たっては、様々な行政需要に的確に応えるため、自主財源はもとより、国県支出金等の依存財源を含めてあらゆる財源を最大限に確保するとともに、まちの活力や魅力を高め、安心して暮らすことができ、明るい未来を紡ぐ町民本位の事業へ重点的に配分することとし、計画的な財政運営を維持するため、経常経費の抑制を徹底し、既存施策の再構築を積極的に行うこととします。

なお、主要事業の具体化に当たっては、総合計画実施計画をはじめとした町の主要計画との整合を基本とし、特に次の事項を重点取組み課題としますので、各課題の本質を捉え、スピード感をもって多角的・精力的に検討の上、予算編成に臨まれるようお願いします。

#### (1) 重点取組み課題

#### 安心して子育てと教育ができるまちづくり

- ●妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援の充実
  - ・官民連携による待機児童ゼロの推進
  - ・多様なニーズに応える保育体制の構築
  - ・すこやか親子健康診査等事業の推進
  - ・こども・子育て支援事業の推進
  - ・こども家庭センター設置に向けた取組みの推進

## 

#### ●未来を担う児童・生徒の教育環境の充実

- ・GIGAスクールとグローバル教育の推進
- ・学校給食の安定的な運営と地産地消の取組 み推進
- ・いじめ・不登校対策の強化
- ・学校施設・教育環境の充実
- ・放課後児童対策の推進
- ・外国人児童生徒等に対する教育支援の充実
- ・学校の働き方改革の推進



#### だれもが笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

- ●未病対策と健康寿命の延伸に向けた取組みの推進
  - ・健康増進施策の充実強化
  - ・生活習慣病検診事業の推進
  - ・生涯を通じた各種予防接種事業の推進
  - ・乳幼児健康診査事業の推進
  - ・糖尿病性腎症重症化予防事業の推進
  - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
  - ・感染症対策の実施
  - ・成人歯科健診事業の推進 など
- ●高齢者がいつまでも活躍できる環境の整備
  - ・高齢者等買い物支援事業の推進
  - ・たすけ愛外出支援推進事業の推進
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
  - ・地域包括ケアシステムの推進
  - ・認知機能低下予防事業の推進 など
- ●思いやりとやさしさあふれる共生のまちづくり
  - ・平和思想の普及啓発促進
  - ・ジェンダー平等の実現に向けた取組み強化
  - ・LGBTQなど性的マイノリティの人権尊重 の推進
  - ・要配慮者への支援の充実
  - ・多文化共生の推進
  - ・犯罪被害者等への支援の充実
  - ・権利擁護支援センターの機能強化 など

### 次代を見据えた持続可能なまちづくり

- ●魅力ある地域資源の発掘と発信
  - ・観光・産業連携拠点づくり事業の推進
  - ・シティプロモーションと地域ブランドカ向上 の推進
  - ・農業の6次産業化への支援
  - ・営農者や新規就農者等への支援と遊休農地の解消













- ・新たな産業用地の創出と企業誘致に向けた取組み
- ・国の動きを見据えた物価高・地域経済対策の実施
- ・未来の賑わいを育む桜の名所づくり事業の推進 など

#### ●生活環境に配慮した持続可能なまちづくり

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組みの推進
- ・ごみの減量化・資源化の推進
- ・総合的な空き家対策事業の積極的な推進
- ・移住・定住施策の推進
- ・持続可能な地域公共交通網の確保 など

# 7 まねずーをみなに 11 性み使けられる 12 つくら責任 つかう責任 13 素格支払に 14 物の動かる 17 パーケーシップで 13 素格交換消費 14 物の動かる 17 世帯をよれよう

#### 安全・安心に住み続けられるまちづくり

#### ●リスクマネジメントの推進

- ・防災力強化計画に基づく備蓄品等の整備強化 及び防災教育の推進
- ・頻発・激甚化する自然災害への対応強化
- ・地域防災力の向上促進
- ・消防・救急機能の充実強化
- ・交通安全施策の推進
- ・国・県等と連携した危険木対策の強化 など

#### ●公共ストックの適切な活用と予防保全による長寿命化の推進

- ・DX (デジタルトランスフォーメーション)の推進
- ・効率的で効果的な行政運営の推進
- ・あらゆる資源を活用した自主財源の確保・ 創出
- ・公共施設個別施設計画の着実な推進(役場庁舎のあり方検討含む)
- ・上下水道施設の安全安心対策の強化
- ・都市公園・児童遊園地長寿命化の推進
- ・中津工業団地第1号公園再整備事業の推進 など

#### ●その他の事項

・新規事業提案があった内容については、必要に応じて協議







#### (2) 既存事業のゼロベースでの再構築の徹底

重点取組み課題に掲げる施策の財源を確保するため、既存事業については、変化が著しい社会経済情勢や複雑・多様化する町民ニーズ等を的確に捉え、行政関与の必要性が高い事業であるか、目的、公平性、有効性、実績、継続の合理性、代替可能性などを踏まえゼロベースで再構築すること。その際、EBPM(証拠に基づく政策立案)を実践するとともに、PDCAサイクルやOODAループなどの手法を駆使し、所期の目的を達成したもの、成果が乏しいもの、時代の変化等で効果が薄れたものは、休止や廃止、統合などのスクラップを行うこと。

また、DX化や外部委託化、小さなきっかけで行動変容を促す「ナッジ理論」等の導入も検討するなど、きめ細かい見直しを通じて生産性向上や成果・効果向上のための工夫を施すこと。

とりわけ、扶助費については、法令等に定められたもの以外は見直しの対象とし、社会情勢を踏まえ、事業の再構築や廃止などを検討すること。また、対象者の増加が見込まれる場合は、給付水準や助成対象について、近隣自治体の最新の動向を調査するなど比較検証を行い、単価や補助率の見直しを検討し、予算の肥大化を招くことのないようにすること。

加えて、関係団体等への運営費、奨励的な補助金及び交付金については、必要性や公益性の十分な精査と検証を行い、団体等の自立的、自主 的運営を基本原則として、繰越金や留保財源を確認の上、<u>運営実態に応</u> じて減額や終期を設定するなどの見直しを図ること。

#### (3) 公共施設個別施設計画第 I 期計画の推進

第 I 期計画期間の終期まで残り5年となることから、早期実現に向け、着実に道筋を付けること。<u>総延床面積削減の取組みが遅れれば遅れるほど施設の運営・維持管理経費の削減効果も薄れ、財政を圧迫する要因となることを自覚し、将来世代へツケを回すことのないよう効率的な老朽化対策に努める</u>こと。施設の修繕や設備の更新にあたっては、当該計画との整合を図るとともに、<u>「予防保全」を踏まえた管理費用の最適化に</u>取り組むこと。

#### (4) 自主財源の確保

自主財源は、行政運営の源泉であるという意識を持ち、税や保険料等については、収納率向上や収入未済額縮減に最大限努力するとともに、使用料・手数料、参加者負担金等は、これまで無料であったものも含め、 受益者負担の適正化や公平性、他自治体の状況を踏まえて見直すほか、 施設等の利用率の向上にも努めること。

また、町有財産の売却、企業広告の掲載、ネーミングライツの設定等、 町有財産の有効活用のほか、SIB(ソーシャルインパクトボンド:自 治体や民間事業者、資金提供者などが連携して社会問題の解決を目指す 行政手法)やクラウドファンディングなどの手法を検討するとともに、 ふるさと納税については、効果的なPRにより財源の確保に努めること。

#### (5) 国・県補助金等の確保

国・県補助事業については、組織横断的に情報共有し、後年度の財政 負担等を十分検討した上で、既存の町単独事業についても、事業内容の 精査により、新たに補助対象となる場合もあることから、積極的な確保 を図ること。

なお、国・県予算の都合により、補助金が減額して交付されるケース もあることから、国・県の動向に留意しながら情報収集に努め、的確に 対応するとともに、必要に応じて制度改正の要望を行うこと。

また、他自治体や民間等の補助制度の活用事例を参考にし、各種の助成制度(【例】スポーツ振興くじ助成)の活用を図るなど、<u>新たな財源</u>創出に積極的に取り組むこと。

#### (6) 予算の見積り

令和8年度当初予算の見積りに当たっては、年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出について計上し、年度途中における予算の補正に依存することのないよう留意すること。

特に、工事関係経費においては、工事内容や見積業者の選定、契約方法、 積算について関係各課と事前に調整を図ること。 また、労務費や原材料費などの適切な価格転嫁についても考慮しながら、 過大見積りとならないよう工法・材料の精査などコスト削減に努めること。 なお、計画的かつ円滑な事業執行が図られるよう複数年度に分割し進捗調 整を行うなど、可能な限り事業費や発注時期の平準化を図ること。

#### (7) 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の見積りについては、前記事項に準じて行い、 保険税や使用料等の収納率の向上をはじめ、財源確保に最大限の努力を 払うとともに、独立採算の原則に則り、一般会計との負担区分を明確に し、一般会計からの繰入金に安易に依存することのないよう、経営感覚 を研ぎ澄まし、より一層の経費節減、効率化及び健全経営に努めること。

水道事業及び公共下水道事業においては、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略など長期的な収支見通しに基づき、 施設の老朽化対策をはじめ、効率的で実効性の高い施策・事業を的確に 講じること。

#### (8) その他

予算措置に伴い条例等を制定・改廃する必要があるものや、使用料・ 手数料の改定など町民の利害に直結する重要な事項については、限られ た予算査定日程では十分な協議・検討時間の確保が困難なことから、<u>関</u> 係課と事前協議の上、予算査定に先立ち理事者の方針決定を得るととも に、住民への周知方法やスケジュールについても遺漏のないよう検討・ 想定しておくこと。

なお、予算編成に当たっての細部事項については、別に示す「令和8年度予算編成要領」によるものとする。